水際対策強化に係る新たな措置（１９）実施要領

（第２版）

令和３年11月17日

内閣官房副長官補室

法務省

外務省

厚生労働省

　新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和３年９月９日新型コロナウイルス感染症対策本部変更決定）において、「行動管理や検査も組み合わせた入国者への管理措置等を講ずるなど水際措置の段階的な見直しに取り組む」とされたことを踏まえ、受入責任者（入国者を雇用する又は入国者を事業・興行のために招聘する企業・団体等をいう。以下同じ。）が業所管省庁（当該企業・団体等を所管する省庁をいう。以下同じ。）から事前に審査を受け、受入責任者が行動管理等に責任を持つことを前提に、以下の14日間の自宅等待機期間内の行動制限の緩和措置及び外国人の新規入国制限の緩和措置を実施するものです。

　現在、外国人の新規入国は、上陸の申請日前14日以内に上陸拒否対象国・地域に滞在歴のある外国人については、出入国管理及び難民認定法第５条第１項第14号に基づき、「特段の事情」がない限り、原則上陸を拒否しています。また、上陸拒否対象国・地域以外も含め、全ての国・地域を対象に査証発給の制限が行われており、「特段の事情」と同様の事情がある者についてのみ査証発給が行われています。

本措置は、業所管省庁の事前の審査と受入責任者の責任の下で行動管理等を行うことを前提に14日間の自宅等待機期間内の行動制限の緩和措置及び外国人の新規入国制限の緩和措置を実施するものです。

（14日間の自宅等待機期間内の行動制限の緩和措置）

第一に、ｐ４の１（１）の①～③を満たす者については、受入責任者が業所管省庁から事前に審査を受け、受入責任者が行動管理等に責任を持つことを前提に、事前の検査と行動管理を組み合わせ、入国後14日目までの自宅等待機期間中であっても入国後最短４日目から事前に審査された活動計画書に記載された活動を行うこと（以下「特定行動」という。）については認めることとします。（３日目までは受入責任者が確保する施設に待機し、３日目以降に受けた検査で陰性が確認された場合に、最短で４日目以降の行動制限が一部緩和されますが、４日目以降も待機期間中であり、活動計画書に沿った活動となるため、自由行動ができるわけではありません。）

なお、「水際対策強化に係る新たな措置（１８）」（令和３年９月２７日）については、引き続き適用されます。今回の新たな行動制限の緩和措置が適用されない者であっても、入国後10日目以降の自宅等待機期間の短縮については、従来の短縮の要件（注１）を満たしていれば、認められます。ただし、今回の新たな行動制限の緩和措置が適用される者であっても、入国後10日目以降の検査が未実施の場合は、入国後14日目までの自宅等待機が求められ、入国後14日目までは特定行動以外の活動は認められません。

（注１）入国日前14日以内（入国日を０日、入国日の前日を入国日前１日、入国日の翌日を入国後１日目と数えます。以下同じ。）に10・６日の宿泊施設待機の対象の指定国・地域（注２）での滞在歴がなく、有効なワクチン接種証明書を保持しており、入国後10日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出ることで、自宅等待機期間を終了することができます。

（注２）指定国・地域は、随時、変更されています。それぞれの具体的な指定国・地域は、以下のサイトを御参照ください。

（外務省HP「新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について」の「３　検疫の強化」）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\_005130.html

（新規入国制限の緩和措置）

第二に、現在も外国人の新規入国は原則一時停止されていますが、受入責任者が業所管省庁から事前に審査を受け、受入責任者が行動管理等に責任を持つことを前提に、ｐ５の１（２）に定める対象者について、公益性の観点から「特段の事情」がある者として新規入国が認められることとなります。

　また、今回新たに新規入国が認められる外国人は、本措置の適用についてあらかじめ業所管省庁に申請する必要があります。加えて、新規入国と合わせて、行動制限の緩和を希望する者については、新規入国と行動制限の緩和の両方の適用について、あらかじめ業所管省庁へ申請する必要があります。

　なお、同一行程で入国者数が概ね300人を超える規模となる場合や、本実施要領に沿うことが難しい場合は、本措置は適用されないため、所管省庁にご相談ください。

　本実施要領は、「水際対策強化に係る新たな措置（１９）」（令和３年11月５日）に基づく措置の具体的内容を定めるとともに、入国者、受入責任者が実施する事項を示すものであり、本実施要領に沿って対応いただくようお願いするものです。

１．各措置の対象者について

（１）受入責任者の管理下での行動制限の緩和（注３）

本措置の適用について、以下①～③のいずれも満たす場合は、あらかじめ、入国までの期間を十分に確保した上で、受入責任者を通じて業所管省庁へ事前に申請することができます。（注４）

①日本人の帰国者、在留資格を有する再入国者、商用・就労目的の３月以下の短期間の滞在の新規入国者（注５）又は緩和が必要な事情があると業所管省庁が認めた長期間の滞在の新規入国者であり、受入責任者がいること。

②入国日前14日以内に10・６日の宿泊施設待機の対象の指定国・地域での滞在歴がないこと。

③日本政府が有効と認めるワクチン接種証明書（注６）を保持していること。

【受入責任者について】受入責任者は、入国者及び待機期間中に入国者と接触する国内関係者の健康管理や行動管理の責任を負うこととなるため、原則として、法人であることが必要です。ただし、業所管省庁が水際制度省庁と協議して別途定める基準を満たす場合（例えば、法人格がない事業主が業所管省庁が定める事業を証明する書類を提出する場合等）については、この限りではありません。本措置を活用するに当たっては、誓約書に定める誓約事項を遵守するとともに、企業・団体等に新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や陽性者発生時の対応を行う新型コロナウイルス感染症対策責任者を置いてください。

　　新型コロナウイルス感染症対策責任者は、入国時の手続の支援、待機施設への誘導、日々の健康観察や行動管理等を行うこととなります。なお、行動管理等の責任を受入責任者が負うことを前提に、新型コロナウイルス感染症対策責任者の業務を遂行することが可能な第三者に委託することは可能です。また、本措置に基づく業所管省庁への申請に関する事務は、申請に関する責任を受入責任者が負うことを前提に、業務を遂行することが可能な第三者に委託することは可能です。

（２）受入責任者の管理下での「特段の事情」による新規入国

　本措置の適用について、受入責任者を通じて業所管省庁へ申請することができる者は、商用・就労目的の３月以下の短期間の滞在又は全ての長期間の滞在の外国人となります。

これらの外国人のうち、受入責任者が業所管省庁の審査を受けている場合に入国を認めることとしますが、待機期間中の取扱いについては、下記の入国目的毎にそれぞれ以下の取り扱いとします。

なお、当面の間、入国者の総数に一定の制限がありますので、業所管省庁の審査済の者であっても、入国予定日に入国できない場合があります。

ア．商用・就労目的の３月以下の短期間の滞在の入国者

・待機期間について、受入責任者が確保する待機施設又は自宅（以下「待機施設等」という。）に待機していただきます。待機期間中は原則個室管理（バス・トイレを含めて個室管理ができる必要があります。）とし、不要不急の外出はできません。（常時見守りが必要な子どもと保護者が同行している場合や、介助が必要な者に介助者が同行している場合は、同室での滞在が認められます。）

・ただし、１（１）の①～③の要件を満たす場合は、１（１）の申請も合わせて行うことが可能です。

イ．長期間の滞在の入国者

・待機期間について、待機施設等に待機していただきます。待機期間中は原則個室管理（バス・トイレを含めて個室管理ができる必要があります。）とし、不要不急の外出はできません。（常時見守りが必要な子どもと保護者が同行している場合や、介助が必要な者に介助者が同行している場合は、同室での滞在が認められます。）

・長期間の滞在の入国者については、滞在期間が長期にわたることから、上記の取扱いを原則としますが、上記１．（１）の①～③の要件を満たした上で、（１）と同等のものとして、自宅等待機期間中に特定行動を行わなければ滞在の目的を達成できないといった事情があると業所管省庁が認める場合は、最短で４日目以降、待機期間中の特定行動を認めることを可能とします。

（注３）今回の措置を利用していない者であっても、従来の短縮の要件（注１）を満たしている者であれば、自宅等待機期間の短縮が認められます。他方で、今回の措置を利用する者であっても、従来の短縮の要件を満たしていない場合は入国後14日目までの自宅等待機が求められます。

（注４）措置の適用に当たっては、受入責任者が業所管省庁に申請を行い、当該入国者が入国をする前に審査を受けた者であることが必要です。ただし、今回の措置を利用して、新規入国の査証発給を求める外国人については査証申請の前に審査を受ける必要があります。入国者の家族についても、従来の手続きの下、引き続き、新規入国が認められることとなりますが、待機緩和措置を受ける場合には、本措置に基づき手続きを行ってください。

（注５）３月以下の短期間の滞在の新規入国者については、当面の間、商用・就労目的に限ることとし、観光を目的としたものは対象となりません。なお、これまで「特段の事情」がある者として入国が認められている者については、従来の申請の仕組みの下、引き続き、新規入国が認められることとなります。

（注６）「水際対策強化に係る新たな措置（１８）の適用に当たって有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書について」の要件を満たしているものに限ります。

２．今回の措置の適用に当たっての事前申請要領（日本人・外国人共に要事前申請）

　（１）受入責任者

　　・受入責任者は、外国人の入国者の新規入国制限の緩和を求める場合又は日本人の帰国者若しくは外国人の入国者の行動制限の緩和を求める場合は、下記の書面を準備し、各業所管省庁の定める方法により申請を行ってください。なお、各業所管省庁の審査に必要な時間は、案件によって異なりますが、必要書類に不備がなければ、速やかに審査済証を発行することが可能となります。書類に不備等がある場合は、申請から３週間程度かかる場合がありますので、余裕をもって、各業所管省庁に対して、必要書類を提出してください。外国人の新規入国制限の緩和を求める場合は、業所管省庁の審査期間に加えて、現在（令和３年11月）、新型コロナウイルス感染症対策等の観点から、査証申請から発給までの期間が２週間かかる場合があることも考慮し、必要書類を提出してください。外国人の入国者の新規入国制限の緩和については、業所管省庁の審査済証（写し）が査証発給に必要なため、申請が遅れると査証が発給できない場合があります。

●申請時の必要書類　※いずれの様式も変更不可

（１）申請書　【様式１】

（２）誓約書（入国者・受入責任者）【様式２】

（３）活動計画書【様式３】

（４）入国者リスト【様式４】

（５）入国者のパスポートの写し

　　　※外国人の新規入国制限の緩和を求める場合のみ

・申請については、帰国者等が行動制限の緩和のみを受ける場合は、原則として、申請日から入国予定日が２か月先までのものを受け付けることとしています。また、外国人の入国者の新規入国制限及び行動制限の緩和を求める場合は、原則として、申請日から査証申請希望日が２か月先までのものを受け付けることとしています。入国予定が具体的に決まった段階で、申請をお願いします（ただし、留学・技能実習についてはｐ１０のとおり。）。

・申請に関して、業所管省庁から連絡や確認が行われた場合は、誠実に対応しください。

・申請する入国者が、入国時に、民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）又は日本の公的医療保険制度に加入していることを確認してください。

・申請にあたり、待機施設等の確保（到着地から自家用車・社用車、貸切車両、ハイヤーを利用して移動できる範囲で確保していただく必要があります。最短で入国後４日目以降でないと特定行動としての公共交通機関の利用はできません。）・当該施設への専用の移動手段の確保や特定行動を実施するための前提条件（移動手段の予約、実施する検査手段の確保など）の準備を確実に行ってください。また、入国者が陽性、濃厚接触者等となった際の対応について、事前に保健所や医療機関との調整を実施しておいてください。

・活動計画書には、特定行動の内容を具体的に記載し、範囲や実施条件については、特定行動に関するガイドライン【別添１】に沿ったものとしてください。また、特定行動に関し、事前に予約等が必要なものについては、予約等を行い、具体的な内容（待機施設の名称、利用予定の交通手段等）を活動計画書に記載してください。事前予約が必要な特定行動について、事前予約ができていない場合は、認められません。なお、特定行動に係る事前予約等が確認できる資料（旅行会社が発行する旅程表、公共交通機関の予約情報、飲食店の領収書・レシート等）については、当該特定行動の終了後、３０日間は保存することとし、事後的に業所管省庁等から提出を求められた場合は、提出してください。

※申請時点で、入国後に利用する具体的な航空便等の予約ができていない場合であっても、利用見込みの区間・利用予定の航空会社名・到着予定時刻の目安等を記載の上、申請を行ってください。最終版の活動計画書については、入国日の前日までに業所管省庁の定める方法で当該業所管省庁に提出してください。

　　・入国者に対して、水際対策強化に係る新たな措置（１９）誓約事項【別添２】の記載事項について必要な内容を説明し、入国者の誓約書【様式２】により本人の同意を得てください。

・入国者に対して、誓約事項に違反した場合、入国者の氏名等の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に資する情報が公表され得ることを十分に説明し、理解を得るようにしてください。

・入国者のパスポートの写しに記載されている人定事項が申請書等の記載内容と同一であることを確認してください。

・入国者のワクチン接種証明書（写し）が日本政府が有効と認めるワクチン接種証明書（注６）の要件を満たしていることを確認してください。検疫でワクチン接種証明書が要件を満たしていないと確認された場合、活動計画書が審査済であっても、行動制限の緩和は一切認められませんので、必ず事前に要件を満たしていることを確認してください。確認していない場合、行動制限の緩和又は待機期間短縮を含む申請はできません。

　　・業所管省庁から交付された審査済証（写し）及び審査済みの活動計画書（写し）（審査過程で業所管省庁側で補正された場合に限る。）を速やかに入国者に交付してください。

　　・入国前に、厚生労働省が指定するアプリのインストール及びログイン等を徹底するよう、連絡調整を行ってください。入国者がスマートフォンを持っていない場合は、入国後、貸与等により入国後すぐに使用可能なスマートフォンを確保してください。

・入国者の搭乗する便等が確定した段階で速やかに厚生労働省入国者健康確認センター（以下「入国者健康確認センター」という。）が指定するWEBフォームに入国予定者に係る情報を入力してください。また、入国後に入国予定日の変更等があった場合には、入力した情報の修正等を行ってください。これらの手続きが行われていないと、入国者健康確認センターによる健康状態、位置情報等のフォローアップを行うことができません。

・留学・技能実習については、在留資格全体の中でも割合が大きいことなどから、入国人数を絞りつつ、段階的に入国を認めるため、当該制度を所管する省庁が別途定める条件を満たす者について、さらに、在留資格認定証明書の交付時期が早い者から申請できることとなりますので、これらの条件を満たしていることを確認してください。

【本措置における新規入国のみの申請の場合（行動制限の緩和を申請しない場合）】

　・本措置における新規入国のみを申請し、本措置における行動制限の緩和の対象ではない又は行動制限の緩和を求めない外国人については、申請時の活動計画書には待機場所及び必要な検査の実施方法のみを記載することになります。

・本措置における行動制限の緩和は求めない一方で、入国後の１４日間の自宅等待機期間の短縮を希望する外国人の場合には、申請時に、事前に有効なワクチン接種証明書の写しを業所管省庁に提出する必要があります。（注１）また、検疫での審査のため、入国時も、ワクチン接種証明書の持参が必要になります。

　（２）入国者

・入国者は、入国時に、民間医療保険（滞在期間中の医療費を補償する旅行保険を含む。）又は日本の公的医療保険制度に加入していることが必要です。

・入国者は、行動制限の緩和等を求める場合は、日本政府が有効と認めるワクチン接種証明書（注６）の写しを、事前に受入責任者に提出してください。なお、ワクチン接種証明書は入国時にも必要になります。

　　・入国者は査証申請時に、業所管省庁の審査済証（写し）を在外公館に提出してください。審査済証（写し）の提出が査証発給要件となります。審査済証（写し）と入国者（査証申請者）の人定情報に差異がある場合（例：氏名のスペルの間違い、生年月日違い等）、査証は発給されませんので、受入責任者に連絡してください。

　　・入国者は、入国前14日間検温を行い、健康観察を行ってください。発熱等がある場合は、速やかに受入責任者に連絡を行い、入国を延期してください。

　　・出発前７２時間以内に検査を行って、陰性であることを確認してください。また、入国時に陰性証明書の提出が必要です。

・入国前に、携行するスマートフォンに、厚生労働省が指定するアプリをインストールし、アプリのログインまで適切に行ってください。入国前に、日本に携行するスマートフォンを用意できない場合は、入国後速やかに使用可能なスマートフォンを受入責任者に確保していただく必要があります。

　　・出国時に在外公館において発給された査証貼付の旅券（外国人の場合）及び受入責任者から交付された審査済証（写し）を持参してください。入国時に本措置の対象であることを確認するために必要となります。また、行動制限の緩和又は自宅等待機期間の短縮を希望している場合には、ワクチン接種証明書を持参してください。検疫での審査で必要となります。

　　・入国前に、厚生労働省の質問票ＷＥＢにアクセスし、事前に、必要事項を記入しておいてください。

３．入国時に実施する事項

　（１）受入責任者

　　・入国者が活動計画書に記載された日時に到着することを確認してください。天候の影響等により到着便や到着時間が変更され、その後の活動計画書が変更になる場合等は、速やかに業所管省庁に相談し、その指示に従ってください。

　　・検疫の検査において、陽性が判明した場合には、入国者は検疫所長が指定する宿泊療養施設等で療養等を行うことになる旨をあらかじめ入国者に伝えておいてください。

　　・入国審査が終了した後、受入責任者が原則として到着地で入国者と合流し、速やかに、受入責任者において、入国者のスマートフォン（やむを得ず、入国者が持参していない場合は、受入責任者が手配した貸与等によるスマートフォン）に指定されたアプリがインストール、ログインができているかを確認してください。これらが正しく行われていない場合、入国者健康確認センターから受入責任者に連絡し、是正されない場合は業所管省庁に連絡いたします。

・併せて、入国者の審査済証（写し）で、当該入国者のワクチン接種証明書が検疫で「無効」又は「不所持」とされている場合には、特定行動や待機期間の短縮ができません。その場合、活動計画書の内容が大きく変更となるため、速やかに業所管省庁にその旨を連絡してください。

・待機施設等に移動するための専用の移動手段（自家用車・社用車・貸切車両・ハイヤー）への誘導や待機施設等へのチェックイン等施設での待機に必要な手続を入国者と共に行ってください。（当該手続が終了した後は、スマートフォン等を用いて行動管理を行うこととし、全ての行程に同行する必要はありません。）

・入国者が機内濃厚接触候補者に特定された場合は、入国者を待機施設等で待機させるとともに、待機施設等の管轄保健所に連絡して当該入国者が濃厚接触者となるか相談し、その指示に従ってください。この場合、保健所から、当該入国者が濃厚接触者ではない旨の連絡があるまで、待機期間の短縮や特定行動はできません。

・入国者が濃厚接触者に特定された場合は、保健所の指示に従い、必要な期間、待機施設等の確保等を行ってください。この場合、待機期間の短縮や特定行動はできません。

　（２）入国者

　　・検疫において、審査済証（写し）及び行動制限の緩和又は自宅等待機期間の短縮を希望している場合にはワクチン接種証明書を提示してください。ワクチン接種証明書の「写し」の提出は不要です。なお、審査済証（写し）については、入国時に紙媒体で提示できない場合は、審査済証を電子データで提示することで差し支えありません。ただし、審査済番号等が読み取れない場合は、認められません。

・検疫の検査で陽性となった場合は、検疫所長の指定する宿泊療養施設等で療養していただきます。この場合、待機期間の短縮や特定行動はできません。

　　・入国審査が終了した後、到着地で受入責任者と、スマートフォン（やむを得ず、持参していない場合は、受入責任者が手配した貸与等によるスマートフォン）アプリのインストール、ログインの確認を行ってください。アプリのインストールが正しく行われていない場合、受入責任者を通じて確認させていただきます。

・併せて、受入責任者に対して、速やかに、ワクチン接種証明書について検疫での確認を受けた審査済証（写し）を提示してください。

　　・受入責任者の誘導に従い、一般の利用者と接触を避け、受入責任者の確保した移動手段等により、待機施設等に移動してください。

　　・機内濃厚接触候補者に特定された場合は、待機施設等での待機を行い、受入責任者を通して待機施設等の管轄保健所に連絡、濃厚接触者となるか相談し、その指示に従ってください。この場合、保健所から、濃厚接触者ではない旨の連絡があるまで、待機期間の短縮や特定行動はできません。

　　・濃厚接触者に特定された場合は、保健所の指示に従い、待機施設等において、必要な期間、待機を行ってください。この場合、待機期間の短縮や特定行動はできません。

４．入国後に実施する事項

　（１）受入責任者

　　・待機期間中は毎日、電話やメールにより、入国者の健康確認を行ってください。（併せて、入国者健康確認センターから健康状態報告や現在地報告を求める通知、居所確認のためのビデオ通話に応答することを求める通知が、活動計画書に記載された特定行動を行う場合は最短４日目以降は健康状態報告、位置情報を把握するためのビデオ架電通知が、それぞれ行われます（ただし、ビデオ架電通知については、携行するスマートフォンをタップするのみで差し支えありません。なお、入国者がこれらに対応していない場合、入国者及び受入責任者に対して、適切な報告等を求める連絡を行います。）のでご承知おきください。）

　　・入国者が待機期間中に、待機施設等に待機していることを電話やメールにより毎日確認してください。待機期間中はこれまでの取扱いと同様、原則として待機している部屋から出ることはできませんので、入国者にその旨を事前に説明してください。

　　・入国者健康確認センターのシステムを閲覧し、入国者の位置情報を含む対応状況等を確認してください。当該情報を元に活動計画書に記載された場所と位置情報が一致しているか確認し、活動計画書と異なる場合は、入国者に対して速やかに確認を行い、違反が認められた場合は、速やかに業所管省庁に報告してください。

　　・待機期間を短縮する場合は、10日目以降に検査を受けることができるよう検査手段の確保を行ってください。待機期間を短縮する場合の検査については、「水際対策強化に係る新たな措置（１８）（ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の待機期間について）」に定めるPCR検査又は抗原定量検査が有効となります。なお、検査機関については、以下のサイトに掲載されている医療機関又は検査機関に限られます。

https://www.c19.mhlw.go.jp/search/

　　・入国者が入国後４日目以降に、特定行動を行う場合には、上記に加えて、以下の対応を行ってください。

►３日目以降に受ける検査手段をあらかじめ確保してください。なお、当該検査は３日目以降の検体を採取することとし、「水際対策強化に係る新たな措置（１８）（ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の待機期間について）」に定めるPCR検査又は抗原定量検査で実施してください。なお、検査機関については、以下のサイトに掲載されている医療機関又は検査機関に限られます。

https://www.c19.mhlw.go.jp/search/

►特定行動を行う場合であっても、３日目以降に受ける検査で陰性が確認され、入国者健康確認センターから特定行動が可能となる旨の連絡があるまでは、原則として待機している部屋から出ることはできません。

►入国者が有症状である場合は、症状等について、厚生労働省が指定するアプリによる日々の健康状態報告を通じて、入国者から入国者健康確認センターに報告させるとともに、特定行動を中止させてください。

　　　►４日目以降に特定行動を行う場合は、当該特定行動を行う際の要件（直前の検査や移動手段の指定席の予約等）を確認し、それらが満たされるよう、必要な準備を行ってください。また、活動計画書に記載された活動先（駅、イベント会場、勤務先等）への移動について、公共交通機関を利用する場合は、特定行動ガイドラインに沿って対応してください。（事前予約・座席指定等が必要となり、事前予約・座席指定等のできない鉄道やバス等は利用できません。）

　　　►４日目以降、待機期間が終了するまでの間、入国者が活動計画書に沿って活動しているか、電話やメールにより毎日確認してください。なお、特定行動の直前の検査の結果は当該特定行動を行う前に陰性結果を画像等で確認してください。（特定行動を開始するために３日目以降に受ける検査及び待機期間を短縮するために10日目以降に受ける検査の陰性結果については、入国者健康確認センターで確認を行いますので、受入責任者が確認する必要はありません。）

►特定の公共交通機関の移動の場合は、事前にチケットやレシート・領収書を画像で確認すること等により、車両・座席等の指定が活動計画書と異なっていないか確認してください。

・入国者に誓約事項の違反があった場合には、その是正を指示してください。当該入国者が受入責任者からの違反の是正の指示に従う見込みがない等の場合、業所管省庁から、当該入国者の氏名等の感染拡大防止に資する情報の公表を求められることがあります。

・待機期間終了日から７日以内に、受入結果（同一行程の入国者の特定行動の実績、陽性者の有無、誓約書・活動計画書の内容に違反する事案の有無）について、【様式５】により業所管省庁に報告してください。

　（２）入国者

・待機期間中については、待機施設等で待機を行う必要があります。待機期間中はこれまでの取扱いと同様、原則として待機している部屋から出ることはできません。

　　・待機期間中は厚生労働省が指定するアプリを通じて、健康状態報告や現在地報告を求める通知、居所確認のためのビデオ通話に応答することを求める通知が、活動計画書に記載された特定行動を行う場合は最短４日目以降は健康状態報告、位置情報を把握するためのビデオ架電通知が、それぞれ行われます（ただし、ビデオ架電通知については、携行するスマートフォンをタップするのみで差し支えありません。）ので対応してください。なお、入国者がこれらに対応していない場合、入国者ご本人及び受入責任者に対して、適切な報告等を求める連絡を行います。

　　・入国者健康確認センターでは、毎日、複数回、位置情報を取得しています。待機施設等の所在地と位置情報が異なる場合、待機期間中には、同センターから連絡を行います。

　　・体調不良時等は速やかに受入責任者に連絡を行ってください。

　　・待機期間を短縮する際に受けた検査の結果については、待機を終了するために御自身で厚生労働省が指定するアプリに登録してください。検査結果を確認し、待機終了の連絡が入国者健康確認センターから届き、その連絡に記載された日付から待機終了となります。なお、検査機関については、以下のサイトに掲載されている医療機関又は検査機関に限られます。

https://www.c19.mhlw.go.jp/search/

・入国者が入国後４日目以降に、特定行動を行う場合には、上記に加えて、以下の対応を行ってください。

►特定行動を行う場合であっても、３日目以降に受ける検査で陰性が確認され、入国者健康確認センターから特定行動が可能となる旨の連絡があるまでは、原則として待機している部屋から出ることはできません。

►有症状である場合は、速やかに受入責任者及び厚生労働省が指定するアプリによる日々の健康状態報告を通じて、入国者健康確認センターに連絡するとともに、直ちに特定行動を中止してください。

►４日目以降に特定行動を行うには、３日目以降に受けた検査の結果を御自身で厚生労働省が指定するアプリに登録してください。検査結果を確認し、入国者健康確認センターから特定行動が可能となる旨の連絡が届いた後は、特定行動が可能になります。同センターから連絡が届く前に特定行動を行った場合は、誓約書違反となります。なお、検査機関については、以下のサイトに掲載されている医療機関又は検査機関に限られます。

https://www.c19.mhlw.go.jp/search/

►活動計画書に記載された特定行動時以外は、待機施設等に待機してください。ただし、特定行動の直前の検査を受ける場合は、この限りではありません。►特定行動を行う際は、あらかじめ活動計画書に記載された内容と一致しているか確認してください。

►飲食店の利用や特定の公共交通機関の利用に当たっては、直前の検査の手段や車両・座席等が活動計画書と異なっていないか確認してください。また、活動計画書に記載された活動先（駅、イベント会場、勤務先等）への移動について、公共交通機関を利用する場合は、特定行動ガイドラインに沿って移動してください。（事前予約・座席指定等が必要となり、事前予約・座席指定等のできない鉄道やバス等は利用できません。）

►特定行動の直前に行う検査の検査結果は受入責任者に速やかに提出（画像等でも可）してください。また、業所管省庁が確認する場合がありますので、検査後30日間は原本を保存してください。また、公共交通機関のチケット（原本が回収される場合は写しでも可）やレシート・領収書は速やかに受入責任者に提出してください。（受入責任者において、利用日から30日間は保存しておく必要があります。）

►受入責任者が業所管省庁に報告する特定行動の実施状況に関して、受入責任者から実施状況の報告を求められた場合は、協力してください。

５．誓約に違反した場合の措置

・入国者又は受入責任者が誓約書に違反した場合は、業所管省庁　により、助言・指導等是正のために必要な措置が行われます。

・助言・指導等が行われても改善が見られない場合は、誓約書に沿って、業所管省庁により、入国者又は受入責任者に対し、特定行動等の緩和措置の停止が行われます。

・繰り返し、誓約に違反した場合等、受入責任者がその任を果たすことが困難と業所管省庁が判断した場合は、誓約書に沿って、業所管省庁により、指定する期間、当該受入責任者の申請を受け付けないこととされることがあります。

・上記措置による是正が見込まれないと業所管省庁が判断した場合は、誓約書に沿って、業所管省庁により、受入責任者に対し入国者の氏名等の新型コロナウイルス感染拡大の防止に資する情報を自発的に公表するよう指導が行われます。

・更にその指導に従わない場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、誓約事項に違反した入国者の氏名等と共に入国者の所属・属性として当該受入責任者の企業・団体等の名称が公表されることがあります。

６．適用

　・本措置は、令和３年11月８日午前10時から各業所管省庁での受付を開始することとします。

　・第２版は、令和３年11月17日以降の申請から適用します。

・第２版による改正前の様式に基づく申請については、なおその効力を有します。